

教育委員会定例会事項書

令和6年6月4日(火)
9:30～ 教育委員室

1 開会宣言

議事録署名者 栗 須 委 員

2 前回定例会審議結果の確認(別紙参照)

3 請 願

請願の処理について

4 議 題

議案第 11号 職員の懲戒処分について

議案第 12号 令和7年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

5 閉会宣言

前回定例会の審議結果

1 日時

令和6年5月24日（金）

開会 9時30分

閉会 9時55分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 福永教育長、大森委員、栗須委員、安田委員

欠席者 富樫委員

議事録署名者 安田委員

4 採択議案の件名

議案第8号 三重県教育職員特別免許状授与審査委員の任免について

議案第9号 三重県社会教育委員の委嘱について

議案第10号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

5 請願陳情の付議の結果

請願2 職員の海外旅行時の届け出義務をなくすことを求める請願について

請願2については不採択とする。

6 諸般の報告

報告1 令和7年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

7 その他会議において必要と認めた事項

該当なし

請願3

教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保障を求める請願について

請願について、別紙のとおり提出する。

令和6年6月4日提出

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

請 願 文 書 表

教育委員会

受付番号	受付年月日	件名及び要旨	請願者	教育長の意見
請3	令和5年6月16日	<p>(件名) 教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保障を求める請願書</p> <p>(要旨) 三重県内公立学校での教員未配置によって、学校現場に追加負担が生じている。そこで、名目を問わず、通常業務以上に業務を担当している教員への賃金上乘せや、当該学校の教員全体の労働安全衛生や福利厚生に充てる予算の増額を求める。</p>	<p>みえ教育ネットワーク 教職員ユニオン 委員長 大原 敦子 津市寿町7-50</p>	<p>・公立学校の教員については、「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」において、教育が教員の自発性、創造性を必要とされている勤務であることなどの特殊性をふまえ、勤務時間の内外を問わず包括的に評価したものととして、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額(給料月額額の4%)を支給することとされています。</p> <p>このため、教員不足に伴い勤務時間外に業務を行っている教員に対して、時間外勤務手当を支給することは出来ません。</p> <p>・加えて、本県職員の給与制度については、これまで国の取扱いや県人事員会勤告の内容をふまえ措置されているところであり、これらに基づかない独自の上乘せは困難です。</p> <p>・また、働きやすい職場環境につきましては、認められた予算の中で労働安全衛生や福利厚生の実践に取組んでいます。</p> <p>以上のことから、本請願については不採択としたい。</p>

2023年6月16日

三重県教育委員会教育長 福永 和伸 様

教員不足により生じた学校現場の追加負担に対する金銭保障を求める請願書

請願者 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン

委員長 大原 敦子

住 所 三重県津市寿町7-50 (みえ労連内)

電 話 059-223-2615 (みえ労連)

1. 請願の要旨

三重県内公立学校での教員未配置によって、学校現場に追加負担が生じています。そこで、名目を問わず、通常業務以上に業務を担当している教員への賃金上乘せや、当該校の教員全体の労働安全衛生や福利厚生に充てる予算の増額を求めます。日本国憲法第16条および請願法に基づき、請願いたします。

2. 請願の理由

教員のなり手不足により、本来配置されるべき人数の教員が学校現場に配置されないという問題が全国的に生じています。そのことによって、学級担任や教科担任がいないという事態が起きています。三重県内公立学校においてもそれは校種を問わず同様であり、解決の目処は立っていません。

県教育委員会や市町教育委員会においても、人材確保のためのとりくみをされていることは承知していますが、それでも確保できなかった教員の分の業務負担は当該校の教員でやりくりをしています。ただでさえ、教員の担う業務の負担が大きい中、担当授業時数増や、校務分掌業務増はあまりに酷であり、その負担は非常に大きいといえます。本来よりも多く業務を担当している教員が報われるようにしていただけたらと思います。

そこで、本来配置されるべき教員が確保されないことによって浮いた人件費を使って、通常業務以上に業務を担当している教員への賃金上乘せをしていただけないかと思えます。教員個人への支給が難しい場合は、せめて当該校職員全体の労働安全衛生や福利厚生の向上のための予算を増額していただけないでしょうか。県内公立学校の中には教員が規定勤務時間外に長時間にわたって業務をしているにも関わらず、空調設備さえ使えないというところもありますので、そういった事態を改善して、少しでも働きやすい職場環境にさせていただけたらと思います。

ここ10年だけでも、財政状況が厳しいことを理由に、教員給与の引き下げが繰り返行われてきました。これが許されるのであれば、人員不足によって財政に余裕が生まれた場合、その分が教員に還元されることもまた認められなければ、不条理であると思えます。

教育行政が子どもや保護者、世間にばかり目を向け、そこで働く教員の福祉向上にあまり関心を払ってこなかった結果、教員の労働環境が劣悪であるという事実がSNSや報道等で広まったことが教員不足が生じた背景の1つです。劣悪な労働環境の改善が教育に空いた穴をふさぐことにも繋がっていきます。本請願に対する教育委員の皆様様の発言や決定も、教員不足が解消に向かうのか、一層深刻化していくのかに影響を与えることになると思えます。

子どもも教員も安心して過ごせる学校現場を取り戻せるように、本請願をご採択いただきたく思います。